

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.013

処 分 名	特殊車両の通行承認
処 分 の 概 要	幅、総重量、軸重又は輪荷重が最高限度をこえず、かつ第五条から第七条に規定する基準に適合しない車両が特殊であるためやむを得ないと認定したものは第五条から第七条に規定する基準に適合するものとみなす。
根拠法令等・条項	車両制限令（昭和 36 年 7 月 17 日政令第 265 号）第 12 条
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であり当面申請が見込まれないものであり、法令の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	設定しない
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■車両制限令

(特殊な車両の特例)

第十二条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第三条に規定する最高限度をこえず、かつ、第五条から第七条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第五条から第七条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。